

1 業務の目的

大阪市内居住のひとり親等が医療事務・医師事務作業補助者の資格を取得し、就業自立することを目的とする

2 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

本契約は単年度契約とし、年度中の実績審査において運営が良好と認められた場合は 2 回を限度として同一業者と契約できるものとする。ただし、予算等の都合により契約内容を変更、または契約を廃止する場合がある。

3 業務内容の詳細

(1) 開講予定講座及び日程、講習時間、定員等

募集要項を参照

(2) 講習体制・カリキュラムの作成

講習目的を確実に実施するとともに受講生個々の習熟度について確認できる体制を構築する また、講習時間に応じて就業に向けた知識や技術が習得できるよう講習カリキュラムを作成する

(3) 講習用テキスト、演習問題等の作成

講習内容に沿ったテキストを使用し、必要に応じて演習問題等の補助教材を作成する
また、テキストは見本（当会用 1 部）と受講生人数分を講習実施前に当会指定場所に納品する

(4) 資格試験および修了証の発行に関すること

試験にかかる資料（申込書）等の提供、説明をはじめ受験にかかる事務を行う

資格試験は講座終了から 2 週間以内に実施すること

また、医師事務作業補助者については、必要に応じて厚生労働省が定める 3 2 時間研修の修了証を発行すること

(5) 満足度調査等のアンケートの実施

受講生の理解度や満足度等を把握するためのアンケート調査を実施し、業務終了報告書（様式 6）と併せてアンケート集計結果（アンケート原本含む）を提出する

(6) 講習実施場所

大阪市立愛光会館及び受託者が保有する施設等

(7) その他

当館が用意できる研修素材（愛光会館での講習のみ）

ホワイトボード、プロジェクター、スクリーン、教材用の用紙等

4 講師について

提案時に提出した講師プロフィールに沿って派遣する

当該講師に不都合が生じた場合も同等の能力を有する者を選定し、当会の手承を得ること

5 委託料等の支払い

(1)本業務の履行完了後、契約書に基づき支払うこととする

(2)テキスト代については、受講人数分の支払いとなるため、受講人数によって増減する

6 再委託

本業務について、他の者に業務の全部または一部を再委託することはできない

7 講座の中止について

受講希望者が定員の半数に満たない場合、講座を中止することがある。この場合、費用は発生しないものとする

なお、講座中止の判断は開講日から起算して 10 日前に行う。当日が日曜・祝日の場合は翌開館日とする

8 その他

(1)事業者は、業務の円滑な実施及び本会との連絡調整にあたる業務担当者を配置し、その内容を本契約締結時に当会に届け出る

(2)本業務について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書及び当会の指示によるものとする

(3)管理体制が整わない等により事業者が行う業務の履行が確実にないと認められるとき、社会的信用を損なう等により事業者としてふさわしくないと認められるときなど、事業者に指定することが著しく不適当と認められる事情が決定の通知後に生じたときは、決定を取り消すことがある

(4)その他、疑義が生じた場合は当会と協議する

9 仕様書に関する問い合わせ先

大阪市立愛光会館指定管理者

公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会（担当：小化・寺本・飯澤）

所在地：〒531-0071 大阪市北区中津 1-4-10 大阪市立愛光会館 3 階

TEL：06-6371-7146 FAX：06-6371-6722